

次のとおり、制限付き一般競争入札を行うので、静岡県公立大学法人契約事務取扱規程（平成19年4月1日規程第19号）第5条の規定に基づき公告する。

令和8年2月27日

静岡県公立大学法人理事長 今井 康之

記

1 入札執行者

静岡県公立大学法人理事長 今井 康之

2 担当部署

〒422-8526 静岡市駿河区谷田52番1号

静岡県立大学事務局総務部施設室

電話番号 054-264-5105

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

施 第 2009 号

(2) 業務名

令和8年度 静岡県立大学草薙キャンパス消防設備等点検業務委託

(3) 業務場所

静岡市駿河区谷田 地内ほか

(4) 業務概要

静岡県立大学草薙キャンパスと教職員住宅の消防設備等の点検業務

(5) 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿において、設備保守管理（営業種目4）中以下の細目の登録があること。

24 ガス設備（ガス漏れ設備を含む。）

25 警報設備

26 消火設備

27 避難・誘導設備

31 防火設備

(3) 静岡県庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿に記載されている本社又は本社から委任を受けた営業所等が静岡市内にあること。

(4) 次に掲げる基準を満たす技術者を当該業務に配置できること。

ア 消防設備士又は消防設備点検資格者・・・10人（対象設備を網羅すること。）

イ 防災管理点検資格者・・・・・・・・・・・・・・ 2人

ウ 第1種火災報知システム専門技術者・・・・ 1人

エ 防火設備検査員資格者・・・・・・・・・・・・ 1人

(5) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県の庁舎等管理業務委託

業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生開始の手続きの申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約、その他の契約を締結している者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

- (1) 配布期間
公告日から令和8年3月9日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後4時まで
- (2) 配布場所
上記2に同じ
- (3) 配布方法
直接配布する。

6 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を提出すること。

- (1) 提出期間
公告日から令和8年3月9日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後4時まで
- (2) 提出書類
 - ア 入札参加資格確認申請書
 - イ 静岡県庁舎等管理業務に係る競争入札参加資格審査結果通知の写し
 - ウ 消防設備点検作業従事予定者一覧表
 - エ 消防設備士免状又は消防設備点検資格者免状の写し
 - オ 防災管理点検資格者免状の写し
 - カ 第1種火災報知システム専門技術者証（日本火災報知機工業会認定）の写し
 - キ 防火設備検査員資格者証の写し
 - ク エ～キの技術者との雇用関係を証する書面（市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し等自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するもの）の写し
 - ケ 返信先を明記した長形3号封筒（簡易書留郵便料金を含む切手460円分貼付のこと）

- (3) 提出場所
上記2に同じ

7 入札手続等

- (1) 入札執行日時
令和8年3月23日(月)午前10時30分
- (2) 入札執行場所
静岡市駿河区谷田52番1号 静岡県立大学 一般教育棟2階 2218演習室
- (3) 郵送又は電送による入札は認めない。
- (4) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (5) 入札の無効
次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - ア 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - イ 入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札
 - ウ 入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
 - エ その他、現行諸規程により、入札時点において入札参加資格のない者とされている者の入札
- (6) 落札者の決定方法
予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 契約書作成の要否
要

8 その他

- (1) この公告に掲げる入札は、当該調達に係る令和8年度予算の成立を条件とする。
- (2) この入札及びその他一切に関して使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 照会窓口は、静岡県立大学事務局総務部施設室(電話番号054-264-5105)とする。
- (4) 現場説明会は実施しない。
- (5) 詳細は入札説明書による。
- (6) 静岡県立大学のホームページに掲載されている「静岡県公立大学法人 競争契約入札心得」を遵守すること。<https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/rec-bid/bid/>

入札説明書

令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス消防設備等点検業務委託に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年2月27日

2 入札執行者 静岡県立大学法人理事長 今井 康之

3 担当部署 〒422-8526 静岡市駿河区谷田52番1号
静岡県立大学事務局総務部施設室
電話番号 054-264-5105

4 業務委託内容等

- (1) 入札番号 施 第 2009 号
- (2) 業務名 令和8年度 静岡県立大学草薙キャンパス消防設備等点検業務委託
- (3) 業務場所 静岡市駿河区谷田 地内ほか
- (4) 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 業務概要 静岡県立大学草薙キャンパスと教職員住宅の消防設備等の点検業務

5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 静岡県立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿において、設備保守管理（営業種目4）中以下の細目の登録があること。
 - 24 ガス設備（ガス漏れ設備を含む。）
 - 25 警報設備
 - 26 消火設備
 - 27 避難・誘導設備
 - 31 防火設備
- (3) 静岡県庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿に記載されている本社又は本社から委任を受けた営業所等が静岡市内にあること。
- (4) 次に掲げる基準を満たす技術者を当該業務に配置できること。
 - ア 消防設備士又は消防設備点検資格者……10人（対象設備を網羅すること。）
 - イ 防災管理点検資格者……………2人
 - ウ 第1種火災報知システム専門技術者……1人
 - エ 防火設備検査員資格者……………1人
- (5) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県の庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手

続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）

第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 入札参加資格確認等

(1) 本入札に参加を希望する者は、次により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を作成の上提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 提出期間 公告日から令和8年3月9日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 提出先 上記3に同じ

ウ その他 申請書、資料及び返信先を明記した長形3号封筒（簡易書留郵便料金を含む切手460円貼付）を併せて申込先に持参することとし、郵送又は電送によるものは受付しない。

(2) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年3月11日（水）までに郵送で発送する。

(3) 申請書は、様式第1号により作成すること。

(4) 資料は次によるものとする。

ア 静岡県庁舎等管理業務に係る競争入札参加資格審査結果通知の写し

イ 消防設備点検作業従事者一覧表（様式第2号）

ウ 消防設備士免状又は消防設備点検資格者免状の写し

エ 防災管理点検資格者免状の写し

オ 第1種火災報知システム専門技術者証（日本火災報知機工業会認定）の写し

カ 防火設備検査員資格者証の写し

キ ウ～カの技術者との雇用関係を証する書面（市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し等自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するもの）の写し

(5) その他

- ア 申請書、資料の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出期限後における申請書又は資料の差替え及び再提出は認めない。
- エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- オ 提出された申請書及び資料は、公表しない。
- カ 申請書及び資料に用いる言語は、日本語に限る。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合には、通知を受けた日から令和8年3月18日（水）まで（ただし、土曜日及び日曜日は除く）の午前9時から午後4時までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。
- (3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和8年3月23日（月）までに説明を求めた者に対して、書面により回答する。
- (4) (2)の書面の提出先は、上記3に同じとする。

8 設計書、仕様書及び入札書の交付

設計書及び仕様書（以下「設計図書」という。）並びに入札書の交付を次のとおり行う。

- (1) 交付期間 公告日から令和8年3月9日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く）の午前9時から午後4時まで
- (2) 交付場所 上記3に同じ
- (3) 交付方法 直接配布する。

9 現場説明会

現場説明会は実施しない。

10 入札

- (1) 日 時 令和8年3月23日（月）午前10時30分
- (2) 場 所 静岡市駿河区谷田52番1号
静岡県立大学 一般教育棟2階 2218演習室
- (3) 持参する書類 入札書、委任状（代理人の場合）、入札参加資格確認通知書
- (4) その他
 - ア 郵送又は電送による入札は認めない。
 - イ 入札書の提出に当たっては、以下の図を参考にして封印の上、表面に「入札番号、何々業務入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所氏名を記載すること。なお、再度入札においても同様とする。

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

14 再度入札

予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札を行う。

15 入札保証金及び契約保証金

免除

16 契約書作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

17 支払条件

年2回の分割払いとする。

18 その他

- (1) この入札による契約は、当該調達に係る令和8年度予算の成立を条件とする。
- (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札参加者は、契約書案、仕様書及び入札心得を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (4) 契約書案、仕様書及び入札心得は、静岡県立大学事務局総務部施設室で配布する。

様式第1号

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

静岡県公立大学法人理事長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記の業務に係る競争入札に参加する資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること並びに添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告日 令和8年2月27日
- 2 業務名 令和8年度 静岡県立大学草薙キャンパス消防設備等点検業務委託
- 3 業務場所 静岡市駿河区谷田 地内ほか

消防設備点検作業従事予定者一覧表

会社名

番号	氏名	資格	担当する予定の業務	点検を担当する予定の消防設備等の種類										
				消火器	屋内消火栓設備	屋外消火栓設備	ハロゲン化物消火設備	自動火災報知設備	ガス漏れ火災警報設備	非常用放送設備	誘導灯及び誘導標識	連結散水設備	連結送水管設備	防火防排煙設備
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														

注意

- ・担当する予定の業務欄には、点検時に担当する予定の業務を記入してください。（例 総括、現場管理、作業責任者、作業員等）
- ・点検を担当する予定の消防設備等の種類欄には、該当する項目に○印を記入してください。
- ・様式が不足する場合は追加してください。

(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

入 札 書 (第 回)

- 1 入札番号 施 第2009号
- 2 件 名 令和8年度 静岡県立大学
草薙キャンパス消防設備等点検業務委託
- 3 場 所 静岡市駿河区谷田 地内ほか

上記の業務を下記の金額で請け負いたく申し込みます。

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額									

(税抜)

令和 年 月 日

静岡県公立大学法人 理事長 様

住 所

商号又は名称

氏 名

印

代 理 人

氏 名

印

委 任 状

下記業務につき

を

代理人の印

代理人と定め、入札及び見積に関する一切の権限を委任いたします。

- 1 入 札 番 号
- 2 件 名
- 3 場 所

施 第2009号
令和 8 年度 静岡県立大学草薙キャンパス消防設備等点検業務委託
静岡市駿河区谷田 地内ほか

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
氏 名

印

(案)

静岡県立大学草薙キャンパス消防設備等点検業務委託契約書

静岡県立大学法人（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- 業務名 令和8年度 静岡県立大学草薙キャンパス消防設備等点検業務委託
- 業務場所 静岡市駿河区谷田 地内ほか
- 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 業務内容 別添の静岡県立大学草薙キャンパス消防設備等点検業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（注意義務）

第2条 乙は、関係諸法令及び甲が定めた仕様書その他関係諸規則を遵守し、委託の本旨に従い、善良なる管理者の注意をもって委託業務を処理するものとする。

（申出義務）

第3条 乙は、甲の定める仕様書の中に不適当な箇所があると認めるとき、又はこの契約締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲の不利となるような事情が生じたときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（委託費及び支払方法）

第4条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、次のとおり支払うものとする。

委託費支払内訳

業 務 内 容	支 払 金 額	実施期間	支払月
機器点検、防災管理点検、防火設備定期点検	円	4～9月	10月
総合点検（機器点検を含む）	円	10～3月	4月
総額	円	（うち消費税及び地方消費税額	円）

2 前項の消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費に110分の10を乗じて得た金額とする。

3 甲は、乙から委託業務完了後に提出される適法な請求書を基に、支払月の末日に乙に対して第1項の金額を支払うものとする。ただし、支払日が金融機関等の営業日でない場合には、その前日の営業日に支払うものとする。

（契約の変更）

第5条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又

はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第7条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき（乙の信用が著しく悪化した場合を含む。）。

(2) 乙が法令等又はこの契約（仕様書の内容を含む。）に違反したとき。

(3) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。

(4) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(5) この契約締結後の事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

(6) 乙が次のアからキに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）

第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(7) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(8) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。

(9) この契約締結後の事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

3 甲又は乙は、正当な理由により2月の予告期間をもってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

第8条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(委託業務実施計画書の提出)

第9条 乙は、委託業務の実施について、この契約締結後直ちに委託業務実施計画書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から提出された書類の内容に不適当な箇所があると認めるときは、乙に指示してそれを変更し、又は修正させることができる。

(処理状況の報告等)

第10条 乙は、委託業務完了後、直ちに委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(秘密の保持)

第11条 乙は、委託業務を処理する上で知り得た秘密及び大学の事務のうち一般に公表されていない事項を第三者に漏らしてはならない。

(委託費の処理)

第12条 甲又は乙が第7条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算する。

(合意管轄)

第13条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第14条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和8年4月 日

(甲) 静岡市駿河区谷田52番1号

静岡県公立大学法人

理事長 今井 康之

(乙)

静岡県立大学草薙キャンパス消防設備等点検業務委託仕様書

静岡県立大学草薙キャンパス消防設備等点検業務委託については、契約書に定めるもののほか、この仕様書に定めるところによる。

第1 本業務は、静岡県立大学草薙キャンパスと教職員住宅に設備された消防設備等の機能保持のため、消防法第17条の3に基づき保守点検を行い、併せて、建築基準法第12条に基づき防火設備の定期点検を行うものである。

また、委託者より故障及び不調の連絡を受けた場合は、緊急保守業務を実施するものとする。

第2 契約書第1条に定める点検業務については、技術員を派遣して消防庁告示第14号(昭和50年10月16日)の基準により、機器点検を4月から9月までの間に1回、総合点検(機器点検を含む。)を10月から3月までの間に1回行うものとする。また、防災管理点検資格者により防災管理点検を1回を行い、建築士など定められた点検資格者により防火設備定期点検を1回行うものとする(共に、4月から9月までの間)。なお、点検の対象となる設備等は、別表「保守点検対象設備一覧」のとおりとする。

2 受託者は、前項の点検の結果、機器に支障をきたす事項があると判断した場合は、直ちに委託者に通知し、協議の上速やかに補修等所要の処置を行うものとする。

第3 受託者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 年間保守点検計画書	(契約後速やかに)	2部
(2) 緊急連絡先通知書	(〃)	2部
(3) 有資格者証の提出	(〃)	2部
(4) 保守点検報告書	(その都度)	2部
(5) 定期検査報告書	(その都度)	3部(正・副2)
(6) 定期検査報告概要書	(その都度)	1部(正)

第4 受託者は、委託契約締結後、早期に委託者と打ち合わせを行い、現場及び設備内容を熟知の上保守点検に着手しなければならない。

第5 受託者は、業務の実施に当たっては常に細心の注意を払い、労働安全衛生法及び関係法令を遵守し、もし事故が発生した場合には、速やかに委託者に報告しなければならない。

第6 受託者は、委託業務遂行上、特に必要と認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合において受託者は、そのとった措置を速やかに委託者に報告しなければならない。

3 委託者は、委託業務遂行上緊急でやむを得ないと認めるときは、受託者に対して必

要な措置を指示することができる。その場合において、受託者は直ちにこれに応じなければならない。

第7 受託者は、業務の実施に当たり各設備に関する諸法令を遵守し、その運用は受託者の負担と責任において行わなければならない。

第8 関係官公署その他の者に対して協議等を要するときは、受託者は遅滞なくその旨を委託者に申し出なければならない。

第9 受託者は、保守点検を行う前に委託者に連絡し、許可を得てから保守点検業務を行い、立ち会いの指示があれば必ず立ち会いを受け、保守点検が終了したときはその旨を報告し、終了の確認を受けなければならない。

また、定期検査の報告書類一式を特定行政庁へ報告期限内に提出すること。

第10 受託者は、原則として委託者の勤務時間内に委託業務を行うものとする。

第11 委託業務の処理に必要な機械、器具、資材及び消耗品等の費用は全て受託者の負担とする。ただし、次に係る費用は、委託者の負担とする。

- (1) 委託者の都合による工事又は設備の移設、改修を必要とする場合
- (2) 設備の破損又は老朽化による機器の取り替えの必要を生じ、委託者が認めた場合
- (3) 天災地変及び委託者の責任により機器に損害を生じた場合

第12 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する静岡県公立大学法人職員対応要領」（平成28年4月1日規程第173号）第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

	合計	はばたき	一般	食品	体育館	クラブ棟	国際	経営	薬学	学生	講堂	図書館	温室	看護	食品2号館	
ガス漏れ火災警報設備																
戸外表示灯	4			4												
検知器	466	11	26	100	4	1	6	7	198	8		3	5	42	55	
中継器	102	2	6	23	2	1	2	2	42	2		3		6	11	
電源装置	15	1	1	2	1	1	1	1	2	1		1	1	1	1	
非常用放送設備																
増幅器	1	1														
遠隔操作	1	1														
スピーカー	1,324	83	98	177	21	5	107	68	278	107	25	91	5	145	114	
起動装置	2	2														
常用電源	1	1														
非常電源	1	1														
誘導灯及び誘導標識																
誘導灯	733	53	63	94	31		69	52	108	39	23	74		70	57	
連結散水設備																
散水ヘッド	48	48														
送水口	6	6														
連結送水管設備																
表示灯	35	1	4	7			3	3	10					3	4	
送水口	6	1	1					1	1					1	1	
放水口	36	1	4	8			3	3	10					3	4	
防火・防排煙設備																
煙感知器	240	8	32	36			28	17	38	10	1	16		38	16	
シャッター煙連動付	9	1								5		3				
防火扉	181	7	18	37			15	8	36	5		14		26	15	
ダンパー	56	12								3	1	40				
トップライト	6		1	1			1	1	1					1		
中継器	94	8	8	13			7	4	11	5	2	19		9	8	
防災管理点検																
防災管理点検	m ²	80,113.19	5,355.01	6,361.66	10,368.62	4,649.07	758.18	6,081.36	5,050.42	17,343.69	3,964.52	2,295.48	6,071.72	515.47	6,359.23	4,938.76

静岡県立大学教職員住宅 保守点検対象設備一覧表

令和8年度用

区 分	合 計	東鷹匠	安 東	大 岩	瀬名 大学棟	小鹿 AB棟	国吉田	折 戸	つつじヶ丘 B棟・富岳寮	川 原
消火器	82	6	4	8	12	8	12	16	8	8
自動火災報知設備										
受信機 P型2級	1	1								
スポット型感知器 差動式	48	48								
スポット型感知器 定温式	72	72								
発信機 P型2級	6	6								
表示灯	6	6								
電鈴	9	9								
避難梯子	6									6

	住宅名	住 所
1	東鷹匠	葵区東鷹匠町3番35号
2	安 東	葵区安東2丁目27番16号
3	大 岩	葵区大岩町9番12号
4	瀬 名 大学棟	葵区瀬名1丁目8番3号
5	小 鹿 A・B棟	駿河区小鹿1丁目33番18号,22号
6	国吉田	駿河区国吉田6丁目13番27号
7	折 戸	清水区折戸519番1号
8	つつじヶ丘 B棟・富岳寮	清水区草薙220番地の60,61
9	川 原	清水区川原町21番11号

令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス消防設備等点検業務委託 設計書

符号	科目	機器点検	総合点検・機器点検	合計	備考	
	直接人件費				10%	
I	草薙キャンパス					(甲)－I
II	教職員住宅					(甲)－II
	計(直接人件費)					
	直接物品費					
	直接業務費					
	業務管理費					
	業務原価					
	一般管理費等					
	業務価格					
	消費税等相当額					
	保全業務費					

Ⅱ 教職員住宅					
符号	科目	設計額			備考
		機器点検	総合点検・機器点検	科目計	
					(乙)－Ⅱ
1	自動火災報知設備				
2	粉末消火器				
3	避難設備 (川原町)				
	計				

